

2022年3月20日
公益財団法人 日本体操協会
審判委員会 トランポリン審判本部

2022年度 トランポリン審判制度における追加・変更点について

平素より、本会の活動にご高配を賜り感謝申し上げます。

2022年度からのトランポリン審判制度につきまして、追加・変更点がございますのでご連絡致します。

なお2022年度の審判登録は3月14日から開始されております。お早めに登録していただきますようお願い致します。

1. 前年度未登録者の取り扱いについて

これまで、トランポリンでは前年度の審判登録が実施されなかった場合、ただちに資格失効としておりました。これを2022年度より体操・新体操の制度に合わせて、前年度未登録者は資格保留とし、保留解除手続きによって資格を認めることとします。

保留解除の条件

- 保留解除は、前年度の登録料支払いを持って行われる。
(支払い方法は審判本部にお問い合わせ下さい)
- 同年度内に開催される審判講習会・研修会への参加を追加要件とする。

2年間以上未登録の場合は資格失効となります。2022年度の登録において、本制度の対象は2021年度未登録者になります。

2. ダブルミニトランポリン審判資格の統合について

2022年度よりダブルミニトランポリン審判資格を廃止し、トランポリン審判資格と共通化します。

本制度の背景

- ダブルミニ競技のE審、D審の採点方法はトランポリン競技と全く一緒である。
従って、現在トランポリンの採点ができる審判員は、ダブルミニ競技の採点も問題

なく実施できる技量がある。

- CJP はダブルミニ競技特有のルールを理解する必要があるが、トランポリンとの差分は少ない。今後の審判講習会・研修会ではダブルミニ競技の内容を含める。
- 審判資格保有者を各地に増やすことで、競技自体の普及に繋げることが期待できる。

これまでダブルミニトランポリン資格所有者は、トランポリン登録申請後にメール送付にて申請していただいておりますが、今後はメール申請不要です。

なおタンブリング競技につきましては、従来どおり独立した審判資格となりますので、下記手順に従って登録を行って下さい。

[タンブリング\(TUM\)審判資格の登録申請手順](#)

3. 名誉審判制度について

名誉審判とは、長年審判資格を所有された方を対象に、有効期限なく審判員として認定する制度になります。ただし名誉審判を申請し受理された後は、審判実務を行うことはできません。

体操・新体操競技では既に運用されておりましたが、トランポリンでも 2022 年度より本制度を開始いたします。

対象者は、第 2 種と第 1 種の資格を通算 20 年以上有し、当該年度において満 45 歳以上の者で、トランポリン審判本部が認め本会に申請した者になります。

詳細はトランポリン公認審判員認定規定をご参照下さい。

トランポリン公認審判員認定規定（令和 4 年 3 月 4 日 改定・施行）

https://www.jpn-gym.or.jp/wp-content/uploads/2022/03/jgareg_30_2022.pdf

問い合わせ先：トランポリン審判本部

trampolinejudge@yahoo.co.jp

以上